

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4790

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 15 日	支出額	2,377 円
項目	事務所費	充当額	1,188 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	ダスキンレンタル代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4790

(2/2)

納品・請求書
№ 50 42 番
登録番号: T8070031004715
株式会社ダスキンサービス関東
ダスキン宮崎支店
〒991-0812 宮城県仙台市青葉区南1丁目8-75-2
TEL 046-654-0388 FAX 046-654-0390
No.100369996300

2025年 9月 15日 2025年 10月 12日 現金 受金

品名	単位	数量	単価	金額	税別金額	消費税	合計	
ベージュマットS・G	BSG	4M	1	1	693	1	1	693
ハンディモップF	H-F	8M	1	1	870	1	1	870
ニューダスキンのモップ	N-SAC	4M	1	1	814	1	1	814

品名	数量	単価	金額	税別金額	消費税	合計
2,161	216	2,377	2,377			

消費税 10%

2025年 10月 12日 現金 受金

399

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4801

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 16 日	支出額	29,390 円
項目	事務所費	充当額	27,920 円
細目	事務所費	按分率	95/100
摘要	事務所用本棚		
備考			

領 収 書

オーダーID：EC383712456-20250915
入金伝票NO：54060870
入金日付：2025年09月16日
入金部署：ニトリネット
TEL：0120-330-330

岡田静佳 様

金額 ￥29,390-

内、消費税等 ￥2,671-

但し、本欄 として
上記金額正に領収致しました。

入金種別	現金	円
	カード	29,390 円
	商品券	円
	ポイント	円
	その他	円

株式会社 ニトリ

〒001-0907 札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号
TEL (011)-330-6200

本紙は電子的に保持されている領収データを画面表示したものです。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4826

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 17 日	支出額	2,552 円
項目	事務所費	充当額	2,041 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所玄関マットリース代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4826

(2/2)

納品・領収書

No. 0001133753

T6030002082557



ダスキン鴻巣

〒365-0054
鴻巣市大間2-5-32
TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所 様

納品日 2025年09月17日 次回予定日 11月12日(水) 担当

商	品	名	数	量	金	額	前回残	今回回収	今回残
WH1H	吸塵・吸水マット1	グレー スム	2		2,552		2		
*納品合計10%					2,552	内消費税 ***	232		

おしらせ

印 紙
5万円以上
貼 付

領収額

2,552

前回未収額

0

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4863

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 19 日	支出額	2,370 円
項目	事務所費	充当額	2,370 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	政務事務所 廃棄物処理費		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

4863

(2/2)

No. 3851	
領 収 書	
関根信明事務所	様
搬入日 2025/09/19 時刻 09:46	
施設名称 さいたま市西部環境センター	
受付 No. 10	
計量区分 搬入 ごみ種 事業系ごみ(可燃)	
車両 No. [REDACTED]	
総重量	1,160 kg
空車重量	1,070 kg
正味重量	90 kg
税込金額(10%対象)	2,370 円
※ 一般廃棄物処理手数料として上記の金額を 領収しました。	
さいたま市現金取扱員 西部環境センター 電 話 048-623-4100 F A X 048-622-5353	
適格請求書発行事業者 さいたま市 登録番号 T2000020111007	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4879

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 20 日	支出額	9,179 円
項目	事務所費	充当額	7,343 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	駐車場利用料 10 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

契約番号

Park Direct 利用管理契約書

乙および丙は、Park Direct 利用管理契約条項に同意し、下記内容の駐車場および管理について Park Direct 利用管理契約を締結する。

賃借人（乙）について

氏名	保谷 武
住所	
電話番号	

Park Direct 運営事業者（丙）について

名称	株式会社ニーリー
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F

駐車場利用について

名称	矢作駐車場		
所在地			
指定区画		利用期間	2025/02/01～2026/01/31
車種	ジムニー	ナンバー	-
月額使用料※1	9,179円 (税込)		
更新情報	1年更新	更新費用※2	9,179円 (税込)

※1 月額使用料は、毎月お支払いいただく駐車場使用料の総額です。
※2 更新費用は、更新情報に記載の更新時に別途お支払いいただく費用の総額です。

Park Direct利用管理について

契約期間		賃貸借契約の始期から解約日まで	
月額管理料※1	679円 (税込)	管理更新料※2	679円 (税込)

※1 月額使用料に含まれます。
※2 更新費用に含まれます。

契約に関する備考

-

Park Direct利用管理契約条項

乙及び丙は、以下のとおり、Park Direct利用管理契約（以下、「本利用管理契約」）を締結する。

第1条（Park Direct利用管理契約）

1. 乙及び丙は、乙を賃借人、丙を駐車場の利用管理事業者（駐車場の賃貸人（以下、「甲」）又は甲の代理（又は管理会社）より委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行う者）として、本利用管理契約を締結する。
2. 乙は、本利用管理契約と併せて、本件に伴い甲と締結する駐車場の賃貸借契約書（以下、「本件賃貸借契約」）記載の内容に合意し、遵守するものとする。
3. 乙は、表記の駐車場（以下、「本駐車場」）の契約時請求費用、月額使用料、更新手数料その他本件賃貸借契約に関連して生じる費用・違約金など（以下「賃貸借関連費用等」）の支払い、契約中の各種手続き、問い合わせ等は丙に行うものとし、丙は迅速に対応する。
4. 本件賃貸借契約の条項と本利用管理契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、本利用管理契約の定めを優先するものとする。

第2条（契約期間）

1. 本利用管理契約の契約期間は、本利用管理契約締結日から、本件賃貸借契約の終了日（解除・解約による場合も含む。）までとする。但し、甲または甲の代理（または管理会社）から丙に対する本駐車場の管理業務の委託が終了した場合、本利用管理契約は終了する。
2. 前項の契約期間にかかわらず、契約期間満了後も本利用管理契約から生じた債務がある場合は、引き続き乙は本利用管理契約上の債務を負う。

第3条（利用管理料）

1. 乙は、本件賃貸借契約締結時に表記の初回管理料を表記の契約時請求費用に含める形で、次条で規定する支払方法で丙に支払うものとする。
2. 乙は、前項初回管理料の他、表記の月額管理料を表記の月額使用料に含める形で第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。なお、月額管理料においては、日割り精算はしないものとする。
3. 乙は、第一項、第二項の他、表記の管理更新費用を第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。
4. 前各項に定める管理料及び管理更新費用については、その支払後に本利用管理契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されないものとする。
5. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以降の支払いについても新消費税率で計算された消費税額にて支払うことを予め承諾する。

第4条（支払方法について）

1. 乙は、賃貸借関連費用等を丙が定めた支払方法に従い、以下の期限までに丙に支払うものとする。
 - (1) 「契約時請求費用」：契約締結日又は賃貸借期間始期の前日まで
 - (2) 「月額使用料」：決済手段に依る
 - クレジットカード：翌月分を毎月20日
 - 銀行振込：翌月分を毎月20日まで
 - 口座振替：翌月分を毎月27日
 - (3) 「更新手数料」：更新確定日に通知される支払日
 - (4) 「保管場所使用承諾証明書発行手数料等」：申請日当日～3営業日以内

- (5) その他の費用・違約金等：丙が別途定める期限まで
2. 第一項の支払手段が銀行振込の場合、振込手数料は乙が負担するものとする。
 3. 第一項の支払手段が口座引落の場合、別途指定の引き落とし手数料を乙が負担するものとする。
 4. 丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）から付与された代理受領権限に基づき乙から費用の支払いを受けるとし、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して負担する本件賃貸借契約に基づく賃貸借関連費用等の支払債務は、丙の定める方法により乙から丙に支払われた時点で履行が完了したものである。
 5. 乙が、賃貸借関連費用等の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として丙に支払うものとする。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとする。
 6. 乙が本利用管理契約から生じる金銭債務（月額使用料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、丙は月額使用料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については丙にて決定するものとする。
 7. 乙は、丙又は丙が別途定める保証委託契約書記載の保証会社（以下、「保証会社」）に対して、本件賃貸借契約に関連して保証を委託する。乙が本件賃貸借契約に定める賃料、更新手数料その他の費用（契約終了時における明渡しの遅滞に起因する損害金を含む。）を支払わない場合、丙が別途定める「クライアント向け利用規約」に従って、丙又は保証会社が当該未払金の立替払いを行う場合がある。この場合、丙又は保証会社は、当該立替金について乙に対して求償権を有し、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して本件賃貸借契約に基づく乙の債務を担保する目的で差し入れている敷金・保証金等があれば、丙又は保証会社の当該立替金請求権に当該敷金・保証金等が充当されることについて予め乙は承諾する。
 8. 乙の都合による解除・解約に伴い、又はその他乙に起因する事情により、丙から乙に賃貸借関連費用等の返金が生じる場合、返金のための手数料は乙負担とする。

第5条（各種手続き及び問合せ）

乙は、本駐車場の利用に伴う各種手続き（個人情報の変更、支払方法の変更、車両変更、保管場所用承諾証明書の発行、解約申請など）や問合せは、Park DirectのWebページ又はPark Directお客様サポートセンターにおいて所定の方法で行うものとする。

第6条（利用管理対象について）

丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）と締結するPark Direct利用申込書に基づき、甲又は甲の代理（又は管理会社）から委託を受けた管理業務を行うものとする。

第7条（乙の通知義務）

1. 乙は、本駐車場を1ヶ月以上不在にする場合は、丙に対して、不在期間中の連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。また、乙は、本件賃貸借契約を解約する意思のある場合は、本件賃貸借契約の規定に定める期日までに丙にその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、丙に対して、本件賃貸借契約にかかる申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。
 - (1) 乙は、乙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号(携帯電話番号を含む。)・メールアドレス等、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに当該変更後の名称及び住所・電話番号・メールアドレス等を通知しなければならない。
 - (2) 乙は、乙の緊急連絡先への連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる丙の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。
 - (3) 乙が前二項の通知を怠った為に、丙又は丙の提携先からの通知が到達しなかったときは、通常当該通知が到達すべき時期に到達したものとみなす。

- (4) 乙は、月額使用料等の支払いを拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該月額使用料等の支払期日の14日以上前に、その旨を丙に対し、書面又は電子メールにより通知しなくてはならない。

第8条（本駐車場利用に伴う取り決め）

本駐車場の利用に関する内容は、甲乙間で締結した本件賃貸借契約の条項に従うものとする。

第9条（放置車両等対応）

1. 理由の如何にかかわらず本件賃貸借契約が終了した後、乙又は本駐車場利用者が乙の契約区画内から車両その他の動産・残置物の移動を行わない場合、放置車両等(車両その他の動産・残置物を対象とする。以下同じ。)とみなし、丙は、次項に定める対応を行うものとする。乙は当該対応を丙が行うことについて予め同意する。
2. 前項に定める丙が行う対応は以下のものとする。
 - (1) 放置車両等に関する調査（車内調査を含む）
 - (2) 放置車両等の移動及び一時保管
 - (3) 上記各号に付帯する業務
3. 丙は乙に通知する方法又は本駐車場内に掲示する方法によって、放置車両等を移動することを乙又は車両の所有者若しくは使用者に要請できるものとする。
4. 乙は、放置車両等によって甲若しくは甲の代理又は丙に生じた一切の損害・費用（逸失利益及び弁護士費用等の対応費用を含むが、これに限られない。）について賠償の責任を負う。

第10条（免責要件）

1. 乙が保有する情報の損失、遅延、誤送、又は第三者による情報の改竄等により発生した損害、乙が本サービスを利用し、又は利用できないことによって被った損害（ソフトウェア、ハードウェア上の事故、コンピュータウイルスによる汚染、データの滅失・毀損等の一切の損害・不利益等）について、丙は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、それに対する一切の責任を負わない。
2. 乙からの問合せ等がインターネット上の不具合・事故等により丙に着信しなかった場合、丙はそれに対する一切の責任を負わない。
3. 本サービスの利用に起因する乙と第三者間の一切の紛争については、乙の責任において処理及び解決するものとし、丙はかかる紛争について何ら責任を負わない。
4. 丙は本件賃貸借契約の当事者となるものではなく、本件賃貸借契約に関する甲又は甲の代理（又は管理会社）及び他の駐車場利用者、他のユーザーその他の第三者とのトラブルについては一切の責任を負わない。
5. 本駐車場内外において、乙又は乙の同伴する者に、事故・怪我・盗難その他丙の責に帰すべからざる事由により損害が生じた場合でも、丙は一切責任を負わない。
6. その他、本サービスを利用したことにより乙が損害を被った場合であっても、丙は一切責任を負わない。
7. 前各項の規定は、本利用管理契約に消費者契約法の適用がある場合はこの限りでない。消費者契約法の適用その他の理由により、丙が乙に対して損害賠償責任を負う場合において、丙の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月の期間に乙から現実に受領した月額管理料の総額を上限とする。

第11条（反社会的勢力との関係の禁止）

1. 乙又は丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 乙又は丙は、前二項の表明に反している可能性が合理的に疑われる場合で、相手方が調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
4. 乙又は丙は、第一項及び第二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは第一項各号及び第二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本利用管理契約に関連する一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、相手方は、期限の利益を喪失し、直ちに乙又は丙に対する債務の弁済を行うものとする。

第12条（個人情報の取り扱いについて）

本サイトにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、乙はこれに同意する。プライバシーポリシーの内容は、以下のリンクのとおりとする。

https://www.park-direct.jp/privacy_policy

第13条（協議事項）

乙及び丙は、本利用管理契約に定めのない事項及び本利用管理契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

第14条（準拠法と管轄裁判所について）

本利用管理契約の準拠法は日本法とし、本利用管理契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4894

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 21 日	支出額	55,000 円
項目	事務所費	充当額	49,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所費（政務活動事務所賃借料 10 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 *****
取扱店 56704	お取引日 07-09-21	時刻 13:50
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥55,000	手数料 ¥0
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		C認証 (硬貨) 円
お振込明細またはご案内 [REDACTED]		
登録番号 0002 チハ タツヤ様		
電話番号 [REDACTED]		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****
取扱番号 210001		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4棟)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) [REDACTED]

上記物件を賃貸人(甲 [REDACTED]) と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気設備及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、容量を変更すること。

3. 看板の取り付け・広告用施等、窓ガラスに文字を記入すること等。

4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の變更をすること。

〔第8条〕（破損・滅失に対する責任）

乙又はその関係人が、その稱すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

〔第9条〕（解約の申し入れ）

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。

4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

〔第10条〕（契約の解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。

2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。

3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

〔第11条〕（明渡しの履行条項）

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに下記の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに支わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。

2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。

3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。

4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負傷事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・有害物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸借人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4912

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 22 日	支出額	193,600 円
項目	事務所費	充当額	174,240 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃・共益費・駐車場代		
備考	10 月分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

4912

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行
RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
48306	07-09-22	10:32
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥193,600	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税申 付につき 税務署
万円	千円	千円

お振込明細またはご案内

お受取人

埼玉りそな銀行
狭山支店
普通 3518568
サヤマフトウサツ(カ様)

ヒカツヤマトオルセイムカットウツムツヨ様

電話番号
取扱番号 220016

電信

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

印紙税申
付につき
税務署

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階			
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7			
	種 類	事務所			
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建			
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)			
	使用目的	事務所			
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社	貸主	神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社	
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税80,000円)	
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税)	敷 金	金150,000円	
	更新料	新賃料の0.5ヶ月分	保証金		
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)	償 却		
	敷金の返還時期	物件明渡し日より3ヶ月以内			
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)			
	その他使用料	無			
	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで	5年間		
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日	
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の中入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する			
(C) 保証	貸料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座>			
	金融機関		支店名		
	口座種類		口座番号		
	名義人		フリガナ		
	支払期限	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする			
(C) 保証	連 帯 保 証 人		家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人	極度額	家賃債務保証会社	社名	
特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するものとする。					

特約事項

- 1 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 2 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 3 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

貸 主・甲	借 主・乙
〒222-0037 横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号 聖和商行株式会社 代表取締役 北 野 敦 也	 東 山 徹
	連帯保証人・丙
	 
印	

媒介業者		
[取引態様]「貸借」／媒介・代理・	[取引態様]「貸借」／媒介・代理・	[取引態様]「貸借」／媒介・代理・
[免許証番号] 埼玉県知事（12）第 8534 号	[免許証番号] 埼玉県知事（6）第 19372 号	[免許証番号]
[免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日	[免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日	[免許年月日]
[主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園 2-13	[主たる事務所] 埼玉県入間市豊原 1-12	[主たる事務所]
[商号又は名称] 狭山不動産	[商号又は名称] 株式会社	[商号又は名称]
[代表者の氏名] 代表取締役	[代表者の氏名] 代表取締役	[代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号]	[登録番号]	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士)	(宅地建物取引士)	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 2-13 狭山不動産株式会社 電話 04(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

【普通】建物賃貸借契約約款（事業用）

第1条（契約期間）

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条（使用目的）

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のために使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条（賃料および共益費等の支払い）

- 乙は、(B)の賃料、床料、駐車場賃料、その敷料金（以下、「賃料等」といいます。）を(A)に記載された甲が指定する支払方法（別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法）にて、支払期日までに支払います。
- 1ヶ月未満の賃料の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
- 日割計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数＝日割金額により算出します。
- 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。

第4条（礼金・押礼金）

乙は、本契約の締結時までに(B)の礼金または押礼金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めすることはできないものとします。

第5条（敷金・保証金）

- 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに(B)の敷金または保証金（以下、「敷金等」といいます。）を甲に交付します。ただし、敷金等は利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等を不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
- 甲は、乙が本敷金から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができるものとします。この場合、乙は甲より充分の通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければならぬものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充て済を請求することができないものとします。
- 甲は、本物件の賃貸後、乙が差し入れた敷金等から来ない賃料等その他本契約に基く乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、その残額を返還するものとします。ただし、明渡し時の乙の修繕債務に相当する費用に相当する修繕が完了していない等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、乙が負担します。なお、返還に要する費用（振込手数料等）は、乙が負担します。
- 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第6条（駐車場等）

- 乙は、敷地内の駐車場等（バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。）を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承認を得た車両のみを駐車します。
- 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承認を得なければなりません。
- 甲は、天災地変・火災・爆発・衝突・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合、一切その責を負いません。
- 乙は、放棄または過失により本物件の敷地または(1)駐車場等の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
- 乙は、「保管庫使用承諾書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。
- 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続きを行います。
- 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第7条（損害賠償等の加入義務）

- 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に遭い、自己の負担にて他人賠償責任保険および甲が指定する保険を備えた保険に加入します。
- 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第8条（付帯設備）

- 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
- 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う経年劣化・キズ・汚れ等があることを予め了承します。

第9条（乙の管理注意義務）

- 乙は、善良なる管理者の注意義務（以下、「管理注意義務」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
- 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを遵守します。
- 乙（店主・実業主等の関係者を含む）が放棄・過失または管理注意義務に違反して、甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条（届出または通知事項）

- 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等、甲の指定する方法にて報告するものとします。
- 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものとは推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いづれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
 - 本物件を1ヶ月以上の長期間にわたり使用しないとき
 - 乙の住所、所在地、代表者、事業目的、主要業主等の重要な事項または、表面【明渡し】に記述した連絡先に変更が生じたとき
 - 乙が合併・事業譲渡・会社分割等を行うとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- 通常保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- 乙または丙について、死亡・後見開始・後見終了の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修繕・修繕を要するとき

第11条（禁止事項）

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を逸脱すること
- 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸または使用貸借等を行うこと
- 本物件および付帯設備に基づく一切の権利について、担保に供すること
- 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊（仮宿）させること
- 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
- 甲の承諾なしに、本物件の増築、改築、修繕、修繕その他の工作物の取付、改築、工作を伴う修繕等により現状の変更をすること
- 本物件内に引火、爆発、爆発、爆発、爆発、爆発のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- 甲の承諾なしに、火、煙等の活動（気味等であって明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない活動を除く。）を持ち込み、または飼育すること
- 違法もしくは公序良俗に反する活動、販売活動もしくは搬入・搬出の特許許諾を行い、またはその拠点とすること
- 飲酒、刀剣類または爆発性、毒性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 危険物、麻薬、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する特定薬物）等、興奮剤、幻覚剤、麻酔剤等の作用を人の精神に及ぼすおそれのある物を製造、販売、使用、所持すること
- 危険行為、騒音、悪臭の発生その他の近隣の迷惑および共同生活を妨げる行為や衛生害となる行為
- 本物件を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、団体、組織もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらを総して「反社会的勢力」といいます。）の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを通知させる名称、看板等を掲示すること
- 本物件に反社会的勢力を発生させ、または反社会的勢力を立ち入らせること
- 本物件および本物件の近隣において、犯罪、組織等の行為をなして、近隣者および他の入居者、管理者に不安感、被害等を生ずる行為をすること
- 別紙に定められた規則等がある場合、これに違反すること

第12条（修繕義務と費用負担範囲）

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修繕・修繕を行うものとします。ただし、乙の故意・過失、管理注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修繕・修繕については、乙の費用負担とします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承認を得ることなく自ら費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕費を負担するものとします。
 - 物件の電気配線、配線、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
 - 電気、ガス、水道等の消耗品の交換
 - 本物件内の乙所有の設備、設備に相当する修繕
 - バス・トイレ・洗面・台所の排水の詰まり、水漏れ、カビ等、その清掃・手入れを怠った結果生じた設備の修理・修繕、換気扇・乾燥機（パナソニック）の交換
 - (A)記載の鍵を紛失したときの交換および新設費用
 - その他、付帯設備等の軽微な修繕
- 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について同意し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の要請を拒否したことにより、乙に損害が生じたときは、甲はその責を負わないものとします。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならない。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならない。
- 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
- 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚物処理費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

第13条（修繕等）

- 乙は、本物件の修繕等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
 - 本物件の設備等を設置するとき
 - 電気、ガス、水道等の設備の容量に及ぼす施設、機械器具等を新設取付または変更するとき
- 乙は、前項の規定に従い修繕等を放置した場合、当該修繕等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

第14条（賃料等の改定）

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
- 甲または乙は、公租公課、物価の変動等により、(B)の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増減または減額を請求することができます。

第15条（一部滅失等による賃料の減額等）

- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができます。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

天災、地災、その他甲の責めに歸すべきことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が収用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。甲は乙の責めに歸すべきことではない。甲は乙の責めに歸すべきものとし、

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は、(B)の更新料、更新事務手数料を支払い、貸賃期間満了日の翌日から間一条件で更新し以後も同様とす。

2. 本契約が更新（前項の更新および借地借家法の法定更新を含む。）された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(B)の更新料を支払います。

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができるものとします。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の信頼関係が損なわれたと認められるときは、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。

- 第19条 (解拘の申入れ)

1. 乙は、本契約を締結する目的は、または契約期間満了日をもって本契約を終了する目的は、【標記】B-①に記載する予定期間満了日、または、これに相当する日までに申し入れた。この場合、甲は、甲によって予計した契約満了日または契約期間満了日をもって乙が終了した目的に本契約が前項の成立にかかわらず、乙が本契約を締結する目的を達成する目的の範囲内に本契約が成立した旨の通知を、本契約締結の日をもって終了した。この場合、乙は契約成立後の乙の経営日、甲は乙が締結した本契約の日または契約期間満了日までの賃料請求額を、甲に支払い済とする。
2. 本契約の解約または契約期間満了による終了の申入れを、【標記】B-①に記載する予定期間満了日またはこれに相当する日までに、乙は【標記】B-②の賃料請求額を支払うことにより、直ちに本契約を解約または終了することができず、
3. 甲がこれに対して、解約の申入れを、乙が承諾した場合は、乙の甲の日後から乙の翌の翌日まで、乙が本契約を締結する目的を達成する目的の範囲内に入れた3ヶ月経過後に乙が甲に通知した。本契約が甲が例示したとすると、そのうち、本契約は、本契約が終了するものと見なされる。

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡し

2. 乙が本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
- (1) 乙は本物件内に入居したすべての物品等の取付、設置した造作・設備等の撤去
- (2) 乙が本物件を返還した際におよび本物件に発生させたすべての汚損、または清掃箇所
の修繕
- (3) 本物件内または其附属部分の清掃およびゴミ・汚物の処理
- (4) 乙が使用した上記記載全額の雑費用の精算
- (5) 「規約」上に記載された賠償の返還
- (6) その他明渡しに必要な全ての事項
- この返還を受けるべきものは、本物件の返還後直ちに、本物件もしくは付帯設備に侵害
を与えた場合、甲に於て、その損害を賠償するものとします。なお、善悪生害滅絶違反
による損害には、通常の使用方法を超える使用による汚損・毀損・破損を含むものとす
る。
3. 本物件の明渡しに際しては、原則として、自然減耗・経年変化・通常の使用方法に
よる損耗について、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に別添付
の約定のある場合には、その規定によるものとします。
4. 本物件を例外的に貸し、本物件に費用とた物品がある場合、甲は、乙が所有
権を喪失した後もその責任を負うものとします。これについては、乙ができません。この場合、
乙は、異議を申し立てず、処分に要する費用を負担します。
5. 乙は、この条項および前条等に関する場合、甲に対して、明示し得権利、立退料、損害賠
償料その他金目の任何の請求から、本契約に基づく債権の請求権を有する。また、甲
は、乙が本物件を例外的に貸し、本物件に費用とた物品がある場合、甲は、乙が所有
権を喪失した後もその責任を負うものとします。これについては、乙ができません。こ
の場合、乙は、異議を申し立てず、処分に要する費用を負担します。
6. 本契約の終了後においても、乙が借主に本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約
の7日目より8日目に至るまでの期間、本物件の賃料に相当する損害金、およびこれ
に基づき甲が受けた損失の損害を賠償するものとします。

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、洪水、ガス漏れ、設警等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができ、その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

- ① 丙は、乙が本契約に基づきを負担する一切の債務についてと連帯してその債務の責を負う。なお、丙は、本契約の締結後、故意又は（自動車等を含みます。）重大な過失により乙が死亡した場合には、乙の遺族に代り乙の遺族が賠償責任を負うこととなる。したがって、丙が乙の遺族の場合、その負担は（賠償に必要と認められる限度）免れ得ることとなる。
- ② 丙は、乙が本契約第1条の条の届出たときは通知がなされ、乙に代わって責任を負う義務を負う。
- ③ 丙が死亡し、乙が死亡し、本条項の完全な円滅失しと本契約に基づく一切の債務が先着された場合には、就遺言執行開始の通知を受けたときは、その他の甲の届出た遺言保証人が丙が死亡したときは、就遺言執行開始の通知を受けたときは、新たな遺言保証人の届出らなくてはならないと賠償を失ったこととは、乙の遺族に乙の遺族に甲の届出た遺言保証人を連帯し、甲の賠償責任を負う義務を負うこととなる。
- ④ 乙が死亡した場合には、乙の遺族に乙の遺族に甲の届出た遺言保証人を連帯し、甲の賠償責任を負う義務を負うこととなる。
- ⑤ 乙が死亡した場合には、乙の遺族に乙の遺族に甲の届出た遺言保証人を連帯し、甲の賠償責任を負う義務を負うこととなる。
- ⑥ 乙が死亡した場合には、乙の遺族に乙の遺族に甲の届出た遺言保証人を連帯し、甲の賠償責任を負う義務を負うこととなる。
- ⑦ 乙が死亡した場合には、乙の遺族に乙の遺族に甲の届出た遺言保証人を連帯し、甲の賠償責任を負う義務を負うこととなる。
- ⑧ 乙が死亡した場合には、乙の遺族に乙の遺族に甲の届出た遺言保証人を連帯し、甲の賠償責任を負う義務を負うこととなる。
- ⑨ 乙が死亡した場合には、乙の遺族に乙の遺族に甲の届出た遺言保証人を連帯し、甲の賠償責任を負う義務を負うこととなる。
- ⑩ 乙が死亡した場合には、乙の遺族に乙の遺族に甲の届出た遺言保証人を連帯し、甲の賠償責任を負う義務を負うこととなる。

第 4 条 本契約の目的は、前条第 1 項に定める事項を、本条第 1 項に定める条件の下に、甲が乙に提供することである。

第 5 条 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の同意に応じず合意締結する権限を一切、本物件の明渡しに随する一時的権限を甲に委任する。

第 6 条 乙が前条の支払を 3 ヶ月以上滞り、または、明渡し後 2 ヶ月以上経過し、甲が相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず滞り、または、

第 7 条 乙が前条の滞りを超えて所定不明となり、2 ヶ月以上経過したとき

第 8 条 乙が前条または前条その他の事由により本契約の履行が困難になったとき

第 9 条 乙は、本契約が締結する限り、前項の滞りを解消することができず。

第2条第7項に基づき、【添付】に記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を定めるものとする。

1. 乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料等）の支払いを遅延した場合、甲に対し、年1.4%の割合による遅延損害金を支払うものとする。ただし、当該債務の全部が支払済の場合は当該契約から遅延損害金の支払いがある場合は、その定めによるものとする。

2. 乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料等）の支払いを遅延したことにより、甲または甲が指定した者に金銭的、精神的、身体的、モラル、文書または情報等により害を受け得る場合には、毎月1回につき手数料として金貨、100円（別途消費税等）を甲に支払うものとする。

1. おおよび乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し承諾するものとする。

- (1) 自ら反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属しないこと
- (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自らの名義を利用せず、本契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為を行わないことを旨とする。

ロ 相手方に対する差別的な取扱い、不当な競争を旨とする行為

ハ 相手方と競争を目的として相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、
これを濫用してはならないものとします。

2. 本人が適用し得る本人の希望の財産に関する法を本人およびその他の親戚と選択し、他人の権利を侵害するものではないと信じていることを表明する。
3. 本人の希望に基づき取り行うものとする。
4. 甲および乙は、前項に定めるところにより取り行う本人の希望を尊重することとし、利用目的の達成に必要な範囲内を必要と認めるときは、前項の希望を尊重し、本人の希望を尊重し、本人の希望を尊重することとする。次に掲げる場合はこの限りではない。
- (1) 社会に基づき、
- (2) 本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を待てずに行ふことが必要であること、
- (3) 本人の希望を尊重することが困難であること、
- (4) 前項の定めるところにより本人が同意した者がその同意を受けた者が本人の希望を尊重し、本人の希望を尊重することとする。
- (5) 本人の希望を尊重することとする。
- (6) 本人の希望を尊重することとする。
- (7) 本人の希望を尊重することとする。
- (8) 本人の希望を尊重することとする。
- (9) 本人の希望を尊重することとする。
- (10) 本人の希望を尊重することとする。
- (11) 本人の希望を尊重することとする。
- (12) 本人の希望を尊重することとする。
- (13) 本人の希望を尊重することとする。
- (14) 本人の希望を尊重することとする。
- (15) 本人の希望を尊重することとする。
- (16) 本人の希望を尊重することとする。
- (17) 本人の希望を尊重することとする。
- (18) 本人の希望を尊重することとする。
- (19) 本人の希望を尊重することとする。
- (20) 本人の希望を尊重することとする。
- (21) 本人の希望を尊重することとする。
- (22) 本人の希望を尊重することとする。
- (23) 本人の希望を尊重することとする。
- (24) 本人の希望を尊重することとする。
- (25) 本人の希望を尊重することとする。
- (26) 本人の希望を尊重することとする。
- (27) 本人の希望を尊重することとする。
- (28) 本人の希望を尊重することとする。
- (29) 本人の希望を尊重することとする。
- (30) 本人の希望を尊重することとする。
- (31) 本人の希望を尊重することとする。
- (32) 本人の希望を尊重することとする。
- (33) 本人の希望を尊重することとする。
- (34) 本人の希望を尊重することとする。
- (35) 本人の希望を尊重することとする。
- (36) 本人の希望を尊重することとする。
- (37) 本人の希望を尊重することとする。
- (38) 本人の希望を尊重することとする。
- (39) 本人の希望を尊重することとする。
- (40) 本人の希望を尊重することとする。
- (41) 本人の希望を尊重することとする。
- (42) 本人の希望を尊重することとする。
- (43) 本人の希望を尊重することとする。
- (44) 本人の希望を尊重することとする。
- (45) 本人の希望を尊重することとする。
- (46) 本人の希望を尊重することとする。
- (47) 本人の希望を尊重することとする。
- (48) 本人の希望を尊重することとする。
- (49) 本人の希望を尊重することとする。
- (50) 本人の希望を尊重することとする。
- (51) 本人の希望を尊重することとする。
- (52) 本人の希望を尊重することとする。
- (53) 本人の希望を尊重することとする。
- (54) 本人の希望を尊重することとする。
- (55) 本人の希望を尊重することとする。
- (56) 本人の希望を尊重することとする。
- (57) 本人の希望を尊重することとする。
- (58) 本人の希望を尊重することとする。
- (59) 本人の希望を尊重することとする。
- (60) 本人の希望を尊重することとする。
- (61) 本人の希望を尊重することとする。
- (62) 本人の希望を尊重することとする。
- (63) 本人の希望を尊重することとする。
- (64) 本人の希望を尊重することとする。
- (65) 本人の希望を尊重することとする。
- (66) 本人の希望を尊重することとする。
- (67) 本人の希望を尊重することとする。
- (68) 本人の希望を尊重することとする。
- (69) 本人の希望を尊重することとする。
- (70) 本人の希望を尊重することとする。
- (71) 本人の希望を尊重することとする。
- (72) 本人の希望を尊重することとする。
- (73) 本人の希望を尊重することとする。
- (74) 本人の希望を尊重することとする。
- (75) 本人の希望を尊重することとする。
- (76) 本人の希望を尊重することとする。
- (77) 本人の希望を尊重することとする。
- (78) 本人の希望を尊重することとする。
- (79) 本人の希望を尊重することとする。
- (80) 本人の希望を尊重することとする。
- (81) 本人の希望を尊重することとする。
- (82) 本人の希望を尊重することとする。
- (83) 本人の希望を尊重することとする。
- (84) 本人の希望を尊重することとする。
- (85) 本人の希望を尊重することとする。
- (86) 本人の希望を尊重することとする。
- (87) 本人の希望を尊重することとする。
- (88) 本人の希望を尊重することとする。
- (89) 本人の希望を尊重することとする。
- (90) 本人の希望を尊重することとする。
- (91) 本人の希望を尊重することとする。
- (92) 本人の希望を尊重することとする。
- (93) 本人の希望を尊重することとする。
- (94) 本人の希望を尊重することとする。
- (95) 本人の希望を尊重することとする。
- (96) 本人の希望を尊重することとする。
- (97) 本人の希望を尊重することとする。
- (98) 本人の希望を尊重することとする。
- (99) 本人の希望を尊重することとする。
- (100) 本人の希望を尊重することとする。

【概説】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等について法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に改めるものとします。

要約すれば、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続をしようとするときは本
 契約を締結した当事者間の専断的合意事項と見做すこととする。

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙と
との紛争を悉く仲裁をもって最終的に解決します。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狹山市富士見1丁目14番11号
車種及びナンバー及び色	名称（北野第2ビル駐車場）内 XXXXXXXXXX
賃料総額	毎月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 — 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 — 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄
向う5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）

第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）

万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。

②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。

③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。

④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。

⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第 9 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通知し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第 11 条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第 12 条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第 1 条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より 1 カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の 0.5 カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第 2 ビル 3 階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000 円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000 円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方共記名捺印して各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 14 日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山 1-28-11-702 号
貸 主 (甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
借 主 (乙)	
住 所	
フリガナ	
氏 名	東山 徹
自宅 TEL ()	勤務先 TEL ()

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 2 番 12 号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

住 所 埼玉県狭山市祇園 1 番

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖

TEL 04-2956-5500

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4913

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 22 日	支出額	70,440 円
項目	事務所費	充当額	63,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（10 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-09-22	03529	通帳送金
記号		番号
*****		*****
取扱番号	お取引金額	
N019	*70,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 07-09-22		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

整理番号 100-2

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、[REDACTED]（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和7年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和7年3月25日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文

（乙）[REDACTED]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4914

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 22 日	支出額	4,220 円
項目	事務所費	充当額	3,798 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所来客用駐車場賃借料（10 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票		
お取扱日	店番	お取引内容
07-09-22	03529	通帳送金
記号		番号
*****		*****
取扱番号	お取引金額	
N024	*4,000	
	残高	
送金料金 *220円		
振込予定日 07-09-22		
タケウチ マサフミ		
ご利用いただきましてありがとうございました。		
—— ゆうちよ銀行 ——		

整理番号 101-2

駐車場 賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と借主 武内政文 (以下「乙」という。)は、下記(1)に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2	
	名 称	町田駐車場	指定場所 [REDACTED]

(2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ フリード	登録番号	[REDACTED]
---------	----------	------	------------

(3) 契約期間

契約期間	2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

(4) 賃料

賃料(駐車場使用料)	月額 4,000円(消費税含)

支払期限: ① 毎月末日までに翌月分を支払う。 ② 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

支払 方法	1. 口座振替	[REDACTED]
	② 振込	
	3. 持参	持参先:

※振込手数料は、借主負担とする。

(5) 貸主及び管理者

貸 主	氏名 [REDACTED]
	住所 〒 [REDACTED]

管理者	商号又は名称 宮田精一事務所 代表者 宮田精一
	所在地 〒350-0416 入間郡越生町大字越生字 908 番地 15 電話 049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名 [REDACTED]
	住所 〒 [REDACTED]

整理番号 101-3

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025年3月1日

甲（貸主）	氏 名	代理人	電 話
	住 所		
乙（借主）	氏 名 (商号及び代表者)	武内 政文	電 話
	住 所	入間郡越生町大字上谷450番地	
緊急連絡先	氏 名	武内 政文	電 話
	住 所	入間郡越生町大字上谷450番地	
宅地建物 取引業者	商号（名称）	宮田精一事務所	代表者 宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話 049-292-3403
	免許証番号	埼玉県知事（2）第23444号	
宅地建物 取引士	氏 名		登録番号
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15	